土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

市は、平成19年度の固定資産縦覧帳簿を、資産税グループ（市役所本庁舎2階☎**0798・35・3269**）、塩瀬・山口支所内の税務管理グループ（**0797・61・0048**）で縦覧します。

【縦覧帳簿記載項目】土地…所在、地番、地目、地積、価格（評価額）▽家屋…所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格（評価額）

【縦覧期間】4月2日～5月31日（土・日曜、祝日を除く）の午前9時～午後5時半

【縦覧範囲】土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿。自己資産以外の土地や家屋の価格（評価額）についても縦覧可能

【縦覧対象者】固定資産税の納税者（所有者）かその代理人

【持参するもの】運転免許証や健康保険証、前年度分納税通知書など本人と確認できるもの。代理人の場合は必ず委任状の持参を

【登録価格についての審査申し出期間】固定資産課税台帳に価格を登録した旨が公示された日から納税通知書を受け取った日以後60日までの間

固定資産の縦覧など

平成19年度の固定資産縦覧帳簿の縦覧や固定資産税の課税特例などについてお知らせします

縦覧期間に限らず可能です
固定資産課税台帳の閲覧等

固定資産課税台帳の閲覧および価格等の証明については、縦覧期間に限らずいつでも、納税者本人の閲覧および証明のほか、土地・家屋の借地・借家人等の人も、関係する固定資産の課税台帳を閲覧することや、証明書を受け取ることができます。

【閲覧期間】4月2日からの（土・日曜、祝日、年末年始を除く）午前9時～午後5時半

【閲覧場所】資産税グループ（**0798・35・3269**）、塩瀬・山口支所内の税務管理グループ（**0797・61・0048**）

※なお、証明書は税務管理グループ（市役所本庁舎2階、塩瀬・山口支所内）、鳴尾・瓦木・甲東支所、アクタ西宮ステーションで発行します（市民サービスセンターでは発行できません）

【閲覧対象者】右表参照

【持参するもの】上記「土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧」の場合に必要なもののほか、借地・借家人等の人は、賃貸借契約書等権利関係を証明できるものが必要　※代理人の場合は必ず委任状の持参を

固定資産課税台帳閲覧可能対象者一覧

対象固定資産	閲覧できる人
当該納税義務にかかる固定資産	固定資産税の納税義務者
当該権利の目的である土地	土地について賃借権その他の使用または収益を目的とする権利（対価が支払われているものに限る）を有する人 <例>借地人
当該権利の目的である家屋およびその敷地である土地	家屋について賃借権その他の使用または収益を目的とする権利（対価が支払われているものに限る）を有する人 <例>借家人
当該権利の目的である固定資産	固定資産の処分をする権利を有する一定の人 <例>破産管理財人等

固定資産税
住宅用地の課税標準特例

居住用家屋の敷地（住宅用地）については、その税負担を特に軽減する必要から課税標準の特例措置が設けられています（下表参照）。

住宅用地の特例は、固定資産税の賦課期日である1月1日において、住宅用家屋（人の居住の用に供する家屋）の敷地として利用されている土地に適用されます。住宅用家屋の敷地として利用されていない土地に比べ、税額が大幅に軽減されることになります。住宅用地の認定のため、家屋の用途を変更したり、隣地を住宅の敷地とした場合など土地の用途を変更した場合はご連絡ください。

この特例措置は、原則として当該土地が1月1日に住宅用家屋の敷地として利用されている場合にのみ適用されるもので、新たに住宅の建築が予定されている土地や、住宅が建築中の土地にはこの特例措置の適用がありません。

なお、毎年送付する納税通知書の課税明細書には「住宅用地」または「一部住宅用地」と記載しています。

問合せは資産税グループ（**0798・35・3221**）へ。

住宅用地にかかる課税標準の特例措置

	固定資産税	都市計画税
小規模住宅用地（住宅用地のうち、一戸あたり200㎡までの部分）	価格の6分の1	価格の3分の1
一般住宅用地（住宅用地のうち、一戸あたり200㎡を超える部分）	価格の3分の1	価格の3分の2

震災被災家屋の代替家屋
固定資産税などを軽減

市は、震災により滅失・損壊した家屋（被災家屋）の代わりに取得した家屋（代替家屋）の固定資産税と都市計画税を次のとおり軽減します。

該当する人は資産税グループ（**0798・35・3225**）へ申告してください（被災家屋が賃貸家屋の場合、借家人は所有者要件に該当しないので、この特例の適用はありません）。

代替家屋は平成7年1月17日から19年3月31日（西宮北口駅北東震災復興土地区画整理事業の施行地区内の家屋については22年3月31日）までに取得したものに限ります。

【軽減内容】代替家屋にかかる税額のうち、被災家屋の課税床面積相当分について最初の4年度間は2分の1減額、その後2年度間は3分の1減額されます。

適用期間は、代替家屋の取得後6年間です。

【適用要件など】①被災家屋を解体または売買などの処分をしていること　②被災家屋は市外も可　③代替家屋は新築・中古のいずれも可。また、損壊した家屋の一部を解体撤去し、その部分に増築を行った場合、その増築部分は代替家屋とみなします　④代替家屋は原則として被災家屋と同じ用途に限ります　⑤代替家屋の所有者が次のいずれかであること▽被災家屋の所有者本人▽被災家屋の所有者の相続人▽被災家屋の所有者の3親等内の親族（被災家屋の所有者本人の居住のため、本人に代わって住宅を建てた場合に限る）▽被災家屋の所有者（法人）の合併により設立された合併法人　※被災家屋の所有者：平成7年1月16日現在の所有者

震災被災住宅用地
課税標準の特例を19年度も継続

市は、平成7年1月1日現在に住宅用地の認定を受けていた土地で、阪神・淡路大震災により住宅が滅失したり取り壊されたとき、固定資産税・都市計画税については、住宅が建築されていなくても同一の所有者などが引き続き所有している場合、19年度においても引き続き住宅用地であるものとみなして、「住宅用地の課税標準の特例」が適用されます。ただし、貸駐車場など別の用途に使用していない場合に限ります。

この特例は、19年度（西宮北口駅北東震災復興土地区画整理事業の施行地区内の土地については22年度）までの措置です。

問合せは資産税グループ（**0798・35・3221**）へ。

軽自動車税
廃車手続きなどは3月中に

軽自動車や原動機付自転車をすでに所有していない人で、廃車や譲渡の手続きをしていない場合は、3月中に手続きを済ませてください。手続きの無い場合は、平成19年度も軽自動車税が課税されます。

問合せは税務管理グループ（**0798・35・3209**）へ。

国民健康保険
就職、進学などにともなう手続きをお忘れなく

春は就職や進学の季節です。これらにともなう国民健康保険（以下「国保」）の手続きを次に挙げますので、お忘れのないように届け出を。

転出後や会社の健康保険加入後に本市の国民健康保険証で受診すると、後で保険給付を受けた金額を本市に返還して、あらためて新しく加入した健康保険に請求するなどの面倒な手続きが必要です。必ず新しい保険証で受診してください。

また、転入したときや会社の健康保険の脱退後は、2週間以内に国保の加入手続きをしてください。なお、加入手続きが遅れた場合は、以前の健康保険に、その資格が切れた日まで最長2年間さかのぼって加入していただくことになります。保険料もその分かかりますのでご注意ください。

問合せは国民健康保険グループ（**0798・35・3117**）へ。

会社の健康保険に加入したとき

国保の脱退手続きには、①国民健康保険証、②新しく加入した会社の健康保険証、③認印が必要です。

※会社の健康保険に加入したからといって、国保から自動的に脱退となるわけではありません

会社を退職したとき

会社の健康保険の任意継続または国保への加入が必要です。任意継続の場合は会社の健康保険担当者に相談してください。国保加入の手続きには、①会社の健康保険の「資格喪失証明書（※）」、②認印、③運転免許証またはパスポート（持っている人のみ）、④年金証書（60歳以上の人のみ）、⑤同世帯にすでに国保加入者がいる場合は国民健康保険証が必要です。

※「資格喪失証明書」は、勤務先または勤務先を所管する社会保険事務所や健康保険組合で発行されます

会社の健康保険の扶養家族でなくなったとき

国保加入の手続きには、前記「会社を退職したとき」と同様の物が必要です。

他市へ転出したとき

転出届の提出後、必ず国保の脱退手続きをしてください。手続きには、①国民健康保険証、②認印が必要です。転出先では転入届の提出とともに国保の加入手続きをしてください。

遠方の学校へ進学したとき

大学などへの進学で家族から離れて生活する場合には、申請により別に学生用の保険証が交付されます。手続きには、①国民健康保険証、②認印、③合格通知書または在学証明書、④住民票（転出先と現在の住所が異なる場合のみ）が必要です。

入院費の窓口支払い
70歳未満の人も自己負担限度額内に

平成19年4月1日より、70歳未満の人が入院するとき、国民健康保険証とともに「国民健康保険限度額適用認定証」を提示すると、病院の窓口で支払う一部負担金が、次の自己負担限度額内になります。

ただし、同認定証の交付を受けられるのは、保険料の滞納がない世帯の人、または、保険料の滞納につき特別な事情がある世帯の人に限ります。

同認定証の交付を受けるには申請が必要ですので、国民健康保険証と印鑑を持参し、4月2日以降に、国民健康保険グループ（市役所本庁舎1階☎**0798・35・3120**）で手続きをしてください。

【自己負担限度額】①上位所得者（基礎控除後の総所得金額が600万円を越える世帯）…15万円（医療費が50万円を超えた場合は、その超えた分の1％を加算）▽②一般…8万100円（医療費が26万7000円を超えた場合は、その超えた分の1％を加算）▽③市民税非課税世帯…3万5400円